

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10-制度-00022 沿革 <u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>第1章 ～ 第8章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>第44条 ～ 第45条 (略)</p> <p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第46条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的を譲渡した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失について日本貿易保険は損失をてん補する責めに任じない。ただし、日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。<u>ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第48条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定</p> | <p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10-制度-00022 沿革 (略)</p> <p>第1章 ～ 第8章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>第44条 ～ 第45条 (略)</p> <p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第46条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的を譲渡した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失について日本貿易保険は損失をてん補する責めに任じない。ただし、日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。</p> <p>3 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第47条 (略)</p> <p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第48条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならな</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。 <u>ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</u> 2 日本貿易保険は、前項の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第49条 ～ 第51条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この約款は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> | <p>い。 2 日本貿易保険は、前項の承諾に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第49条 ～ 第51条 (略)</p> | |
|--|---|--|